

令和 5 年度

第2回 第一農地部会定例会議事録

令和5年5月31日（水）

ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

令和5年度第2回第一農地部会定例会議事録

日時 令和5年5月31日(水) 午後2時30分

場所 ユートピアくびき希望館 2階 第3会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

2番 綿貫 一成	6番 竹山 貞子	9番 吉村 清正
13番 新井 文雄	14番 竹内 浩行	15番 牧繪 雄一郎
16番 清水 増彦	20番 篠宮 英樹	22番 飯塚 直人
23番 佐藤 清繁	24番 松本 香	

(2) 農地利用最適化推進委員

高橋 信夫	倉石 洋一	高島 信雄	野島 文昭
片桐 清司	笠原 行夫	荻原 一昭	小林 政秋
白滝 光彦	横田 正美	平野 宏一	清水 康之
野村 しのぶ	上原 孝	長野 秋義	穂苅 靖男

2 欠席委員

(1) 農業委員

古川 政繁

(2) 農地利用最適化推進委員

高島 真一

3 職務のため出席した事務局職員

事務局 局長	池田 忠之
副局長	金子 良仁
次長	松縄 浩一
係長	秋山 雅也
中郷区駐在室 副主任	加藤 岸子
板倉区駐在室 副主任	上原 敏明
清里区駐在室 副主任	中条 崇
名立区駐在室 班長	高橋 利宏

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

2番 綿貫 一成	15番 牧繪 雄一郎
----------	------------

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(中郷区)

- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第3号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(清里区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について

(名立区)

- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 上越市農用地利用集積計画の決定について

5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第5条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>
議長	<p><資格審査></p> <p>はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数12人中、出席委員数11人、欠席委員数1人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数17人中、出席推進委員数16人、欠席推進委員数1人です。</p>
議長	<p><議事録署名委員の指名></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第14条の規定により、私から指名します。</p> <p>議席番号2番 綿貫 一成 委員、議席番号15番 牧繪 雄一郎 委員の両名を指名します。</p>
議長	<p><上越市農業委員会憲章の唱和></p> <p>「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、議事録署名委員が憲章を読み上げます。</p> <p>皆さんそれに続いてご唱和をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。</p> <p>合併前上越市からです。</p>
議長	<p><報告第1号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」></p> <p>報告第1号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」、番号6番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>1頁、報告第1号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」、番号6番の1件を受理したので報告します。</p> <p>大字土橋地内で「建売住宅」を目的とした転用届出について届出者から、譲渡人と転用目的の変更のため、転用取止めの届出があったものです。変更後の届出は8頁、報告第4号 番号65番になりますのでご参照ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p>

	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第1号「農地転用届出書の受理通知をしたものの取り止めについて」、番号6番の1件を承認します。
議長	<p><報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号56番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>2頁、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号56番の1件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>こちらの届出は、受け手側の労力不足による合意解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸付」となっております。</p> <p>後ほど説明をします農用地利用集積計画の新規貸借権設定について、20頁、番号381と関連があるものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
白滝委員	20頁の新規貸付者と住所が同じなので、親子なのではと思いますが、貸借権の移転にしなかった理由はあるのですか。
(事務局) 秋山	親子かは把握していませんが、合意解約の届出があったことから、新規で利用権を設定するものとして受理したものです。貸借期間、対価等の変更がなく親子関係であれば貸借権の移転でもよいのではと思います。
議長	他に意見、質問があればお願いします。
	(「ありません」の声あり)
議長	特に質問等がないので、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、1件を承認します。
議長	<p><報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」></p> <p>報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号4番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>

<p>(事務局) 秋山</p>	<p>3 頁、報告第 3 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 4 番の 1 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」1 件です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないので、報告第 3 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」、1 件を承認します。</p>
<p>議長</p>	<p><報告第 4 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」></p> <p>報告第 4 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 49 番から番号 69 番までの 21 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 秋山</p>	<p>4 頁、報告第 4 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 49 番から番号 69 番までの 21 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」11 件、「宅地造成」3 件、「建売住宅」2 件、「事務所併用住宅」1 件、「駐車場」1 件、「住宅敷地」1 件、「資材置場」1 件、「事務所」1 件です。</p> <p>以上です。</p>
<p>高島信雄 委員</p>	<p>転用時期が令和 6 年と、かなり先の転用ですが、その理由と、また、転用の時期を 5～6 年先とすることは可能ですか。</p>
<p>(事務局) 秋山</p>	<p>理由については、確認して後ほどお答えさせていただきます。</p>
<p>(事務局) 松縄次長</p>	<p>5～6 年先まで可能かということについては、「転用の確実性」の観点から、受理することは難しいと考えています。</p>
<p>議長</p>	<p>他に意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	特に質問等がないので、報告第4号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、21件を承認します。
議長	<p><議案第1号「農地法第3条許可申請について」></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号17番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>10頁、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号17番の1件を説明します。</p> <p>こちらの所有権移転につきましては、道路に面していない第三者住宅の裏手の畑であり、土地所有者である譲渡人の農作業に支障があることから、当該畑に隣接する譲受人に譲渡し、同人が家庭菜園として作付けするものです。</p> <p>譲受人から提出のあった申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p>
野島委員	現地確認の結果、果樹園となっており、妥当であったことを報告します。
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」></p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号12番と13番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	11頁、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号12番と13番の2件です。

	<p>番号 12 番は、下野田地内の農地を取得し、「資材置場」を整備するものであります。12 頁に位置図、13 頁に土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、土木建築業を営んでいますが、経営規模拡大により資材置場が不足したため、申請農地を取得し、不足の解消を図るものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。</p> <p>工期は、令和 5 年 6 月 20 日から令和 5 年 6 月 30 日までです。</p> <p>土地利用計画は、資材置場で、所要面積は 840 m²、計画面積は、碎石置場 320 m²、土砂置場 320 m²、通路 200 m²です。</p> <p>転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>続きまして番号 13 番であります。こちらは、大字富岡地内の農地を取得し、「一般個人住宅」を建設するものです。14 頁に位置図、15 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、市内のアパートに居住していますが、子供が成長し、手狭になったため、申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。</p> <p>申請農地は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地であるため、農地区分は第 2 種に該当し、転用可能であります。</p> <p>工期は、許可日から令和 5 年 11 月 30 日までです。</p> <p>土地利用計画は、住宅 1 棟で、所要面積は畑 304 m²、建築面積 53.97 m²で建ぺい率は 17.75%となり、基準の 22%を満たしませんが、分筆すると狭隘な土地となるため、やむを得ないと判断しました。</p> <p>都市計画法第 29 条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当なものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
高島信雄 委員	<p>当該地域は農振地域となっているのですか。また、権利種別が「使用貸借権」となっていますが、住居の底地で、長期間使用するのに使用貸借で妥当なのですか。</p>
(事務局) 秋山	<p>農振地域となっています。</p>
笠原委員	<p>譲渡人の孫娘夫婦の住宅となっていることから、使用貸借権となっています。</p>
竹山委員	<p>使用貸借の期間設定について、決まっていなくてもいいのですか。</p>

<p>(事務局) 秋山</p>	<p>転用後の宅地についての使用貸借期間は、特段取り決めはないものと承知しています。</p>
<p>議長</p>	<p>他に意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転2件、貸借権設定34件、貸借権移転2件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転2件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 秋山</p>	<p>16頁、議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転2件の概略を説明します。</p> <p>番号384番は、売却を希望していた譲渡人が、従前の耕作者である譲受人に売却するものであります。</p> <p>番号400番につきましては、賃貸借期間の満了に伴い、譲渡人の希望により、そのまま従前の耕作者に売却するものであります。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、貸借権設定34件と貸借権移転2件を上程いたします。</p>

<p>(事務局) 秋山</p>	<p>はじめに、佐藤清繁委員関連の番号 386 番と 393 番の 2 件を除く案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、佐藤清繁委員関連の番号 386 番と 393 番の 2 件を除く貸借権設定 32 件、貸借権移転 2 件の概略を説明します。</p> <p>まず、貸借権設定につきまして、頁は 17 頁から 24 頁までの 32 件です。</p> <p>内訳といたしましては、新規設定が 5 件、再設定が 27 件となっており、新規設定案件は、番号 381 番、382 番、394 番、396 番、399 番となっております。</p> <p>このうち、先ほどご説明した合意解約に関連する新規案件は、20 頁 381 番となっております。</p> <p>今般の新規設定は、終期満了に伴い、当事者間の都合により耕作者を変更するもの、また、作業受委託から賃貸借権設定するものが主な理由となっております。</p> <p>次に貸借権移転 2 件についてであります。頁は 25 頁の番号 401 番と 402 番の 2 件です。</p> <p>こちらは当初の借受人の設定に誤りがあったことから、正規の借受人に移転するものであります。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、佐藤清繁委員関連の番号 386 番と 393 番の 2 件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>議案に関連する佐藤委員は退席をお願いします。</p> <p>(佐藤委員 退席)</p> <p>それでは事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 秋山</p>	<p>佐藤清繁委員関連の番号 386 番と 393 番の貸借権設定 2 件の概略を説明します。</p> <p>21 頁 386 番が再設定、22 頁 393 番が新規設定となっております。</p> <p>393 番の新規設定につきましては、終期満了に伴い、当事者間の都合により耕作者を変更するものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>

議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないので、佐藤委員の2件の採決に入ります。</p> <p>佐藤清繁委員関連の番号386番と393番の貸借権設定2件について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、佐藤委員の退席を解除します。</p> <p>(佐藤委員 復席)</p>
議長	<p>佐藤委員、ただいまの審議の結果、異議なしと認められましたので、お知らせします。それでは、佐藤委員の2件を除く全体の採決に入ります。議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第3号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づき、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第4号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」></p> <p>議案第4号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定3件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 秋山	<p>26頁、議案第4号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」の貸借権設定3件を説明します。</p> <p>先程、説明会で説明させていただきましたが、改めて経過をご説明いたします。</p> <p>これらの案件は、これまで、農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行う場合、配分計画によって貸付していたものを、農用地利用集積計画で農業者に貸付けするものです。</p> <p>議案には表記されませんが農地中間管理機構を介して農地の貸借権の設定がなされるものです。具体的な対象農地については次の頁、27頁の様式第1号「農用地利用集積計画 対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p>

	<p>こちらの表は中間管理機構の立場で作成されておりますので、左の借入契約者は、土地の所有者、右の貸付者は中間管理機構が貸付けるもので、耕作者という流れの作りになっています。農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第4号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第4号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定します。</p>
金子 副局長	<p>先ほど報告第4号でご質問のありました転用時期についてご報告します。</p> <p>番号55番については、ハウスメーカーの都合により実際の建築が来年の3月になる予定ですが、所有権移転を先に行いたいということで届出がありましたので受理したものであります。</p> <p>番号69番については、隣接の農地も取得する予定としていますが、同時に取得できないということで、先に本案件農地を取得するもで、必要期間を見据えた設定となっております。</p>
議長	<p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(中郷区駐在室分の議案)</p> <p><議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定8件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>1頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定8件について説明します。</p>

	<p>7153 番から 7160 番全ての案件は、期間満了に伴う再設定案件であり、条件等に変更はありません。</p> <p>いずれの案件も改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>受人の妙高市の農事組合法人は、いつ頃から中郷区で耕作していますか。</p>
(中郷区) 加藤	<p>正確な耕作開始時期は分かりませんが、10 年以上前から中郷区江口地区で耕作しています。</p>
議長	<p>他に意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項に基づき、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>3 頁、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定 2 件を説明します。</p> <p>この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して審議の依頼があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見、質問があればお願いします。</p>

	<p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定します。</p> <p>次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
	<p>(板倉区駐在室分の議案)</p> <p><報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」></p>
議長	<p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7520番から7526番の7件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>1頁、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号7520番から7526番の7件の届出書を受理しましたので報告します。</p> <p>受理した7件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「地主耕作」3件、「他者へ売却」2件、「他社に貸付」2件です。</p> <p>「地主耕作」の3件については、周辺農地に迷惑が掛からないように、今後の維持管理を徹底するようお願いしました。また、売却や貸付に係る関連案件は、備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p>
白滝委員	<p>7522番は転貸かと思いますが、これに対する受人の解約が無いようですが、どうなのでしょう。</p>
(板倉区) 上原	<p>7520番の解約の受人は、7521番と7522番の2つに対応しています。7521番と7522番の面積を足していただくと、7520番の面積になります。</p>
議長	<p>他に意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、7件を承認します。</p> <p><議案第1号「農地法第3条許可申請について」></p>
議長	<p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7501番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>3頁、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号7501番の1件を説明します。</p> <p>別添の農地法第3条調査書も併せてご覧ください。</p> <p>申請農地は、譲受人の居宅に隣接する畑であり、譲受人が今後、家庭菜園として作付けを予定しているものです。</p> <p>また、譲渡人についても、実家の畑であり亡くなった親御さんから相続した農地ですが、現在の居宅が合併前上越市の直江津であり、今後の維持管理が困難なことから、双方合意により売買することになったものです。</p> <p>提出のあった申請書を確認したところ、全部効率利用要件ならびに農作業等常時従事要件等の許可要件を満たしているものと判断しました。以上です。</p>
飯塚委員	<p>5月11日に現地を確認しましたが、事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
野村委員	<p>5月11日に現地を確認しましたが、事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>

<p>議長</p>	<p><議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転2件、貸借権設定3件を上程します。はじめに、所有権移転、番号7605番、7606番の2件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>(板倉区) 上原</p>	<p>4頁、議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転、番号7605番、7606番の2件について説明します。</p> <p>7605番は、これまで自作していた農地を、高齢化により、近隣で農地を取得し経営を拡大している買い手へ売却することになったものです。</p> <p>7606番は、これまで利用権設定により、別の耕作者に貸付していた農地を、合意解約により、近隣で農地を取得し経営を拡大している買い手へ売却することになったものです。いずれも、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、貸借権設定、番号7607番から7609番の3件について、事務局の説明を求めます。</p>
<p>(板倉区) 上原</p>	<p>5頁の貸借権設定、番号7607番から7609番の3件について説明します。</p> <p>3件とも再設定であり、山間地の耕作条件が困難な農地であることから、地主としては耕作してもらえただけで有り難いということで、使用貸借となっています。</p> <p>いずれも、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」></p> <p>続きまして、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」貸借権設定 5 件を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>6 頁、議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」貸借権設定 5 件を説明します。</p> <p>この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第 3 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定します。</p> <p>次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p>
議長	<p>（清里区駐在室分の議案）</p> <p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8118 番から 8121 番の 4 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 中条	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8118 番から 8121 番の 4 件の届出書を受理しましたので報告します。</p>

	<p>受理した4件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、地主の都合による「耕作者への売却」です。</p> <p>関連案件は、備考欄に記載のとおりです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、4件を承認します。</p>
議長	<p><議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転1件、貸借権設定1件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転、番号8169番の1件について、事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 中条	<p>2頁、議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転、番号8169番の1件について説明します。</p> <p>8169番は、これまで利用権設定により、耕作者に貸付していた農地を、合意解約により、解約し現耕作者へ売却することになったものです。いずれも、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>続きまして3頁、貸借権設定、番号8168番の1件について、事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 中条	<p>3頁、貸借権設定、番号8168番の1件について説明します。</p> <p>再設定案件であり、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について意見質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>

	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、貸借権設定 2 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(清里区) 中条	<p>4 頁、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）について」貸借権設定 2 件を説明します。</p> <p>この案件は、利用集積計画により農地中間管理機構を通じて農業者に農地の貸付を行うものです。改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようなので、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画（一括方式）の決定について」、原案のとおり決定します。</p> <p>最後に名立区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(名立区駐在室分の議案)</p>
議長	<p><議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」></p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 9501 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>

<p>(名立区) 高橋</p>	<p>1 頁、議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、番号 9501 番の 1 件を説明します。番号 9501 番につきましては、従前から譲渡人の合意を得て畑として、譲受人が耕作していたものであり、引き続き耕作していくものです。譲受人から提出のあった申請書を確認したところ、全部利用要件ならびに農作業等常時従事要件等を満たしているものと判断いたしました。以上です。</p>
<p>松本委員</p>	<p>5 月 15 日、農地利用最適化推進員の穂苅委員と農業委員会名立駐在室職員と私の計 3 名で現地調査を実施した結果、問題等はないことを確認したことを報告いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 8 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(名立区) 高橋</p>	<p>2 頁、議案第 2 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、貸借権設定 8 件について説明します。</p> <p>2 頁、番号 9551 番は、これまでは農協を介しての転貸でしたが、終期を迎えるにあたり、相対での貸借に変更するものです。</p> <p>番号 9552 番から 9554 番は、渡人の意向により賃料が 0 円の使用貸借権を設定するものです。</p> <p>番号 9555 番から 9558 番は、高齢により耕作が困難となった農地について、新たな耕作者に貸借権を設定するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p>

議長	<p>ただ今の事務局の説明について、ご意見、ご質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、改正前の農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p> <p>以上をもちまして、すべての案件の審議を終わります。</p>
議長	<p><その他></p> <p>その他に入ります。</p> <p>事務局から何かありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>それでは、以上で本日の農地部会を終了します。</p> <p>続きまして、地区会議を行いますのでそれぞれの地区会議の代表のところにお集まりください。</p>